

## 2015年度離島対策等支援事業 活動報告（2016年2月報告）

## 1. 離島対策支援事業

## 1) 計画と実績の乖離解消

事業計画と申請実績の乖離を解消するため、以下の条件に該当する 12 市町村について、現状分析を行い計画の精度向上又は事業の活用促進を支援した。

- ・ 2015 年度保有台数が 101 台以上
- ・ 2014 年度実績又は 2015 年度事業計画の平均海上輸送単価が 4,000 円以上
- ・ 2014 年度事業費予算執行率が 80%未満又は 120%超
- ・ 過去 3 年間平均実績額（2012～2014 年度）が 2015 年度事業計画額の 80%未満又は 120%超

## (1) 計画の精度向上

2013 年度又は 2014 年度に計画の精度向上を支援した 2 市町（竹富町、薩摩川内市）については、2015 年度の計画と実績の整合性を確認した。複数の島を有する竹富町については、各島に受付窓口がなく住民からの申請が滞っていたため、改めて住民に対し郵送による申請が可能である旨の周知を実施し、また、関連事業者に対しては個別案内を実施した。併せて、放置自動車については住民代表へ他市町村における撤去事例等を説明し、意識改善を図った。その結果、申請実績は 2014 年度 42 台から 111 台まで増加した。2015 年度事業費予算執行率が 80%以上 120%以下となり、計画の精度が向上したため支援を完了とする。

一方、薩摩川内市については、島外に搬出される自動車の種別構成の見直しを図ったものの、申請実績は 2014 年度 56 台から 50 台まで減少した。そのため、2015 年度事業費予算執行率が 80%以上 120%以下とならなかったことから、2016 年度は事業の活用促進の観点からも支援を実施する。

## (2) 事業の活用促進

2014 年度に事業の活用促進を支援した 2 町村（与那国町、粟島浦村）のうち、定期貨物船の休航により 2013 年 11 月から島内に使用済自動車が滞留していた与那国町については、2015 年 3 月から事業活用が再開され、申請実績が 2014 年度 21 台から 129 台まで増加した。これにより滞留分が島外搬出され、今後も定期的な事業活用が見込めることとなった。2014 年度は申請実績がなく本土事業者等へ事業周知を実施した粟島浦村については、2 台の申請があったことから、2016 年度以降も引き続き申請状況を注視する。

2013 年度又は 2014 年度に事業者の育成支援を実施した 4 市町村（北大東村、伊平屋村、瀬戸内町、笠岡市）のうち、笠岡市については、2015 年度も引き続き事業者が稼働し、今後も定期的な事業活用が見込めることがわかった。伊平屋村については、一部の事業者の申請が遅延していたため、担当者を通じて指導を行ったところ、改善されて申請遅延が解消した。

一方、2 町村（北大東村、瀬戸内町）については、育成支援を実施した全 2 事業者のうち 1 事業者は稼働を確認できず、もう一方の事業者も申請実績が大きく減少していることから、今後は使用済自動車の島内滞留の有無を確認するとともに、他の課題があれば対応する。

個別に課題を特定した 4 市村（座間味村、宇和島市、唐津市、丸亀市）のうち、丸亀市については担当者と共に本島を訪問し、自治会長会にて住民代表に向けた事業説明等の支援を実施した。また、島内で確認した放置自動車については、担当者へ当該放置自動車の撤去・処理を働きかけたため、2016 年度以降も引き続き申請状況を注視する。今後は、座間味村、宇和島市及び唐津市について、島内に入出入りする関連事業者の有無や現地調査を検討・実施する。

## 2) 事業認知度の維持・向上

### (1) 事業周知媒体の展開

2014 年度にデザインを刷新した事業周知チラシ・ポスターについて、事業対象の全 125 市町村へ要望を確認し、チラシ（18 市町村 2,245 枚）ポスター（20 市町村 127 枚）を配布した（2016 年 2 月 9 日時点）。

### (2) 事業認知度が低い 9 市町村への対応

2013 年度の事業認知度調査において事業認知度が低い原因を特定できなかった 2 市（松浦市、三豊市）について、直接住民に対し事業認知度及び使用済自動車の島外搬出方法を調査したところ、住民が事業を認知しないまま使用済自動車を島外搬出していることがわかった。地域の回覧板等を活用し事業周知チラシを全戸配布するとともに、島内に入出入りする関連事業者への事業説明等を実施したことから、2016 年度以降は経過観察とする。

一方、個別に課題を特定してチラシ等による事業周知の継続又は個別の認知度向上策を提案した 7 市町（笠岡市、三原市、福岡市、新宮町、下関市、多度津町、佐伯市）については、担当者と共に次の対応策を検討・実施し課題の解消を図った。

福岡市については、担当者が現地調査を実施したところ、住民が所有する船で自ら使用済自動車を島外搬出しており、事業活用の需要がないことが確認されたため、対応を完了する。

事業活用の利便性に課題があった三原市については、使用済自動車の島外搬出前の申請が不要となるよう担当者へ要綱の改訂を提案し、事業活用環境の改善を図った。その結果、7 年振りに 3 台の申請があったことから、2016 年度以降は経過観察とする。

笠岡市については、前述の 1) の (2) のとおり、年度ごとに差はあるものの島内に入出入りする関連事業者が定期的に事業活用していることから、2016 年度以降は経過観察とする。

2016 年度は、申請実績がなく事業認知度の低い 4 市町（新宮町、下関市、多度津町、佐伯市）について、事業認知度及び使用済自動車の島外搬出方法を直接住民へ調査する。

### (3) 離島近隣の本土事業者に対する周知

本土近郊型の小規模離島が多い三陸近隣の 4 市町（気仙沼市、塩竈市、石巻市、女川町）及び天草諸島近隣の 2 市町（天草市、長島町）について、一部の本土事業者が事業を認知

しないまま使用済自動車を収集しており、事業の活用が進まないことから、離島近隣の本土事業者等への事業周知を網羅的に実施した。

具体的には、上記 6 市町以外を含めた三陸近隣及び天草諸島近隣に所在する一定規模（5 台以上/月の取扱い）の関連事業者 142 事業所へ事業周知チラシを 1,420 枚配布した。また、当該関連事業者に事業の活用予定がない場合でも、島内に入出入りする関連事業者に対する事業周知を依頼した。

2016 年度は、同様に本土近郊型の小規模離島が多い山口県の 9 市町（萩市、岩国市、柳井市、上関町、周南市、周防大島町、下関市、田布施町、防府市）の本土事業者等への事業周知を実施する。

### 3) 小豆島における継続支援

保有台数が 2 万台以上の大規模離島である小豆島（小豆島町、土庄町）について、2014 年度に計画の精度向上及び事業の活用促進を支援したことから、申請状況を注視するとともに 2015 年度の実績額を確認し、事業費予算執行率を検証した。

その結果、小豆島町については、申請実績が 2014 年度 116 台から 443 台まで更に増加し、2015 年度事業費予算執行率は 79.0%となり、計画の精度向上及び事業の活用促進が図られていることを確認した。一方、鉄スクラップ相場の下落により島内解体業者が使用済自動車の収集に消極的な土庄町については、申請実績が 2014 年度 235 台から 121 台へ半減し、2015 年度事業費予算執行率は 38.6%となった。島内引取業者より中古自動車としての島外搬出が増加傾向にある旨の報告を受けていることから、引き続き申請状況を注視し、2017 年度事業計画策定時に情報提供やデータに基づく助言等を実施する。

なお、2015 年 12 月に離島対策等検討会委員と共に小豆島を訪問し、小豆島町及び土庄町の担当者や島内関連事業者等との意見交換を実施した。今後は、意見交換により確認できた事業に関する意見・要望について対応要否を含めて検討する。

### 4) 市町村からの要請対応

2014 年度に課題の解消を支援した壱岐市、新たに支援の要請を受けた石垣市及び宮古島市について、以下の対応を実施した。

壱岐市については、計画台数の推計精度向上を支援した結果、事業費予算執行率は 2014 年度 56.3%から 68.8%となり、計画の精度が向上した。2015 年度の申請状況を踏まえ、計画台数は 2015 年度 790 台から 700 台となり、更に実態に見合った計画が策定されていることから、2016 年度以降も引き続き実績額を確認し、事業費予算執行率を検証する。

石垣市については、使用済自動車が島外搬出されずに滞留しているとの相談を受けたため、関連事業者との意見交換を実施のうえ、保健所及び市を通じて指導を行った結果、改善されて島外搬出が再開されたことを確認した。今後は、他の課題の有無を確認しながら引き続き申請状況を注視する。

宮古島市については、船会社が 2 社から 1 社へ減少する航路において輸送単価が高騰する懸念があるとの相談を受けたため、現地を訪問し、保健所及び市の担当者と情報・課題を共有した。また、担当者と共に船会社と島内関連事業者を訪問し、輸送単価、輸送方法及び就航本数等に大幅な変更予定がないことを確認した。今後は、引き続き保健所及び市と情報共有し、申請状況を注視するとともに課題があれば対応する。

## 5) 申請書受付時の証憑確認

市町村において適切に受付支払業務が実施されていることを確認するため、申請書受付時の証憑確認を 24 市町村 1,339 台に対し実施した。2 市 202 台については誤った証憑が収集されていたため、正しい証憑を収集するよう指導した。また、現地での受付支払業務確認検査を丸亀市の 3 台に対し実施し、適切に受付支払業務が実施されていることを確認した。

## 2. 不法投棄等対策支援事業

### 1) 自治体における事業の理解普及

2015 年 12 月に環境省が 47 都道府県・72 保健所設置市計 119 自治体の廃棄物担当者に向けて全国 8 箇所で開催した行政連絡会議に出席し、使用済自動車の不法投棄対策等の推進について案内した。

具体的には、不法投棄等対策支援事業の活用方法に加えて、自治体の条例に基づく放置自動車の処理事例や自治体専用のリサイクル料金預託機能等について案内した。また、同内容について市町村の廃棄物担当者に向けた説明会の実施を 47 都道府県へ提案した。

2016 年度は、47 都道府県に対して市町村の廃棄物担当者に向けた説明会の実施要否を確認のうえ、要請に応じて説明会を実施し、使用済自動車の不法投棄等の未然防止に資する理解普及を図る。

### 2) 問い合わせ対応及び事業計画の策定

事業に関する問い合わせ 23 件に対応した。主な内容は、事業についての問い合わせ 16 件、その他 7 件であった (2016 年 2 月 9 日時点)。

また、自治体の事務負荷の軽減及び調査結果の集計・確認の迅速化を図るため、毎年 12 月に実施している事業活用見込み調査と、環境省が毎年 4 月に実施している使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査を統合して再資源化支援部が実施する旨を環境省へ提案した。今後は、同調査を 47 都道府県・72 保健所設置市計 119 自治体に対し実施し、当該調査結果に基づき個別の対応策を検討するとともに 2017 年度事業計画を策定する。

### 3) 現場調査の検討・実施

環境省が 47 都道府県・72 保健所設置市計 119 自治体に実施した使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行状況等に関する調査において、100 台以上の不適正保管 9 事案を有する 6 自治体のうち 2 自治体を訪問し、現場確認や担当者との意見交換を実施した。その結果、自治体において解消に向けた対応策の検討が行われることとなった。2016 年度は、100 台以上の不適正保管事案を有する他 4 自治体の現場調査を検討・実施する。